	産				
	当該贈与認定個人事業者等及び当該贈与認定個人事業者等に係る特別関係者（施行規則第1条第25項に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)　円	(22)　円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)　円	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)　円
資産の帳簿価額の総額	(24)　円	総収入金額	(29)　円
先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間に当該認定個人事業者等及び当該認定個人事業者等に係る特別関係者に対して当該会社から支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(25)　円
		損金不算入となる給与	(26)　円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=((23)+(25)+(26))/((24)+(25)+(26))　%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(28)/(29)　%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円	

4　やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

5　相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に　該当 / 非該当
会社名	

会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a)　個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)/(a)　%

（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 本様式における第一種贈与認定個人事業者等に係る規定は、第二種贈与認定個人事業者等について準用する。なお、本様式において「認定個人事業者等」、「先代事業者」又は「特定事業用資産」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

④ 報告書の写し及び施行規則第13条第10項各号（当該規定が準用される場合を含む。）に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

② 「先代事業者の相続の開始の日」については、贈与認定個人事業者等が有する特定事業用資産を法第12条第1項の認定に係る贈与をした先代事業者のうち最も古い時期に当該贈与認定個人事業者等が有する特定事業用資産を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者の相続の開始の日を記載する。

③ 「先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度における特定資産等に係る明細表」については、当該贈与認定個人事業者等が所有する特定事業用資産を現物出資することで設立された会社の貸借対照表に計上されている資産の金額を記載する。

④ 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。